

こうほう

令和5年(2023年)3月31日号

NO.82

発行

佐倉市
上下水道部住 所
佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市の上下水道

● 2面 … 各種お問い合わせ・令和5年度水質検査計画 ● 3面 … 令和5年度 水道事業・下水道事業会計予算 ● 4面 … 水道メーター交換Q&A・給水装置、排水設備の修理等

令和4年度災害訓練を実施しました

上下水道部では、災害時における情報収集、広報活動、応急給水活動などの再確認と、職員の危機対応能力の向上を目的として、毎年災害訓練を実施しています。今回の訓練は、台風によって広域的な停電が発生したことによる断水を想定し、佐倉市上下水道災害対策協力会、第一環境・佐倉水道センター協同企業体、水ingAM 株式会社との合同訓練を行いました。



浄水場へ給水車が出動



被害想定



浄水場から水を給水車へ



災害対策配備体制を指示



非常用発電機の運転



佐倉市上下水道部災害対策本部

皆さんの暮らしを支えている水道水。

上下水道部では、災害などによる断水時にも安全な水を皆さんにお届けできるよう、引き続き訓練を実施してまいります。



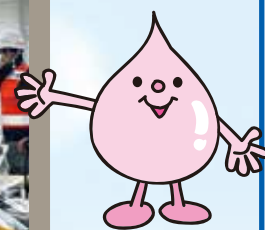
非常用発電機の運搬



情報の取りまとめ



各施設の被害状況等の確認を指示



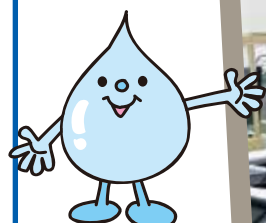
情報収集と伝達



給水車からの給水活動



広報車出動



上下水道についての各種お問い合わせ

お引越しのシーズンです。上下水道の使用開始や中止の手続き、その他各種お問い合わせは、それぞれ下記の番号におかけください。

上下水道に関わる総合案内

佐倉市上下水道総合案内センター

午前8時30分～午後5時15分

※土・日、祝日、12/29～1/3を除く

電話 485-1191

休日・夜間の漏水や下水道のつまりなど

佐倉市上下水道漏水受付センター

漏水は24時間受付

電話 485-8660

水道料金・下水道使用料のお問い合わせは

佐倉市上下水道お客様センター

午前8時30分～午後5時15分

※日曜日、祝日、12/29～1/3を除く

電話 486-1555

*上下水道部へのご連絡は、佐倉市上下水道総合案内センターにて取次を行いますのでご了承ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、水道料金・下水道使用料の支払期限の延長や分割納付の相談をお受けしております。

上記「上下水道についての各種お問い合わせ」にあります「佐倉市上下水道お客様センター」または「佐倉市上下水道総合案内センター」にご相談ください。

令和5年度水質検査計画を策定しました

1 はじめに

佐倉市上下水道部では、市民の皆様が安心して水道水をご利用いただけるよう、水道法に基づいた水質検査を実施しております。

令和5年度の水質検査計画を策定いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

2 浄水(給水栓)の水質検査計画

採水地点及び頻度

- ・市内3か所の給水栓・・・年12回
- ・市内9か所の給水栓・・・年4回

※色、濁り、残留塩素等を市内3か所の自動給水検査装置で毎日24時間、測定します。

3 原水(地下水)の水質検査計画

採水地点及び頻度

- ・3浄水場の原水(地下水)・・・年12回
- ・市内32か所の水源(井戸)・・・年4回

4 臨時の水質検査

水源等で著しい水質の変化があり、給水栓で水質基準を超える恐れがある場合には、必要に応じて水源や浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

5 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画の詳細については、上下水道部ホームページ、又は、市政資料室にある「佐倉市上下水道部 令和5年度水質検査計画」をご覧ください。

水質検査の結果については、上下水道部ホームページで公表いたします。

◀

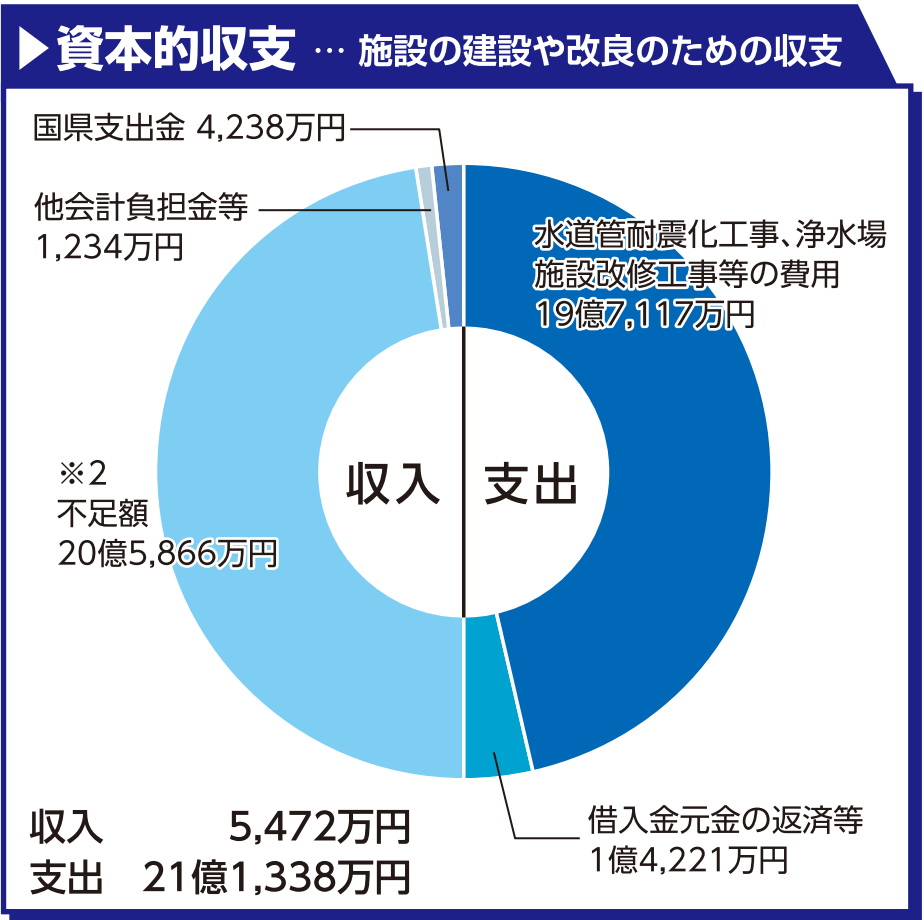
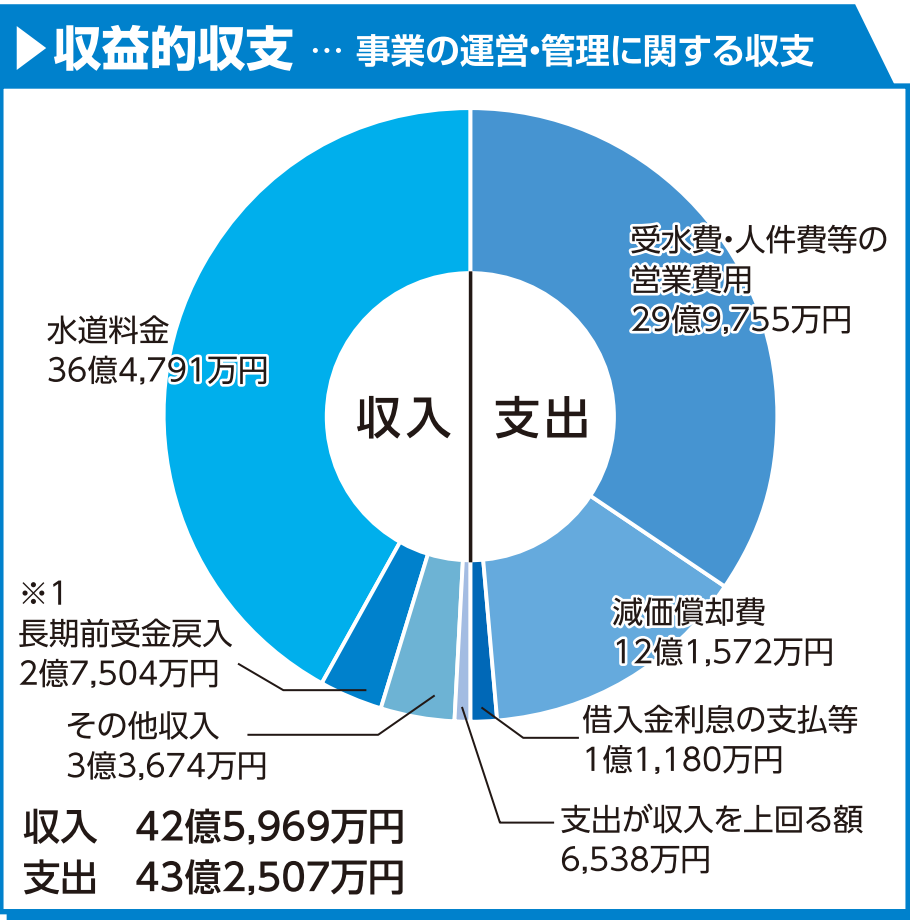
令和5年度 水道事業・下水道事業会計予算について

▶

令和5年度

水道事業 予算の概要 (税込)

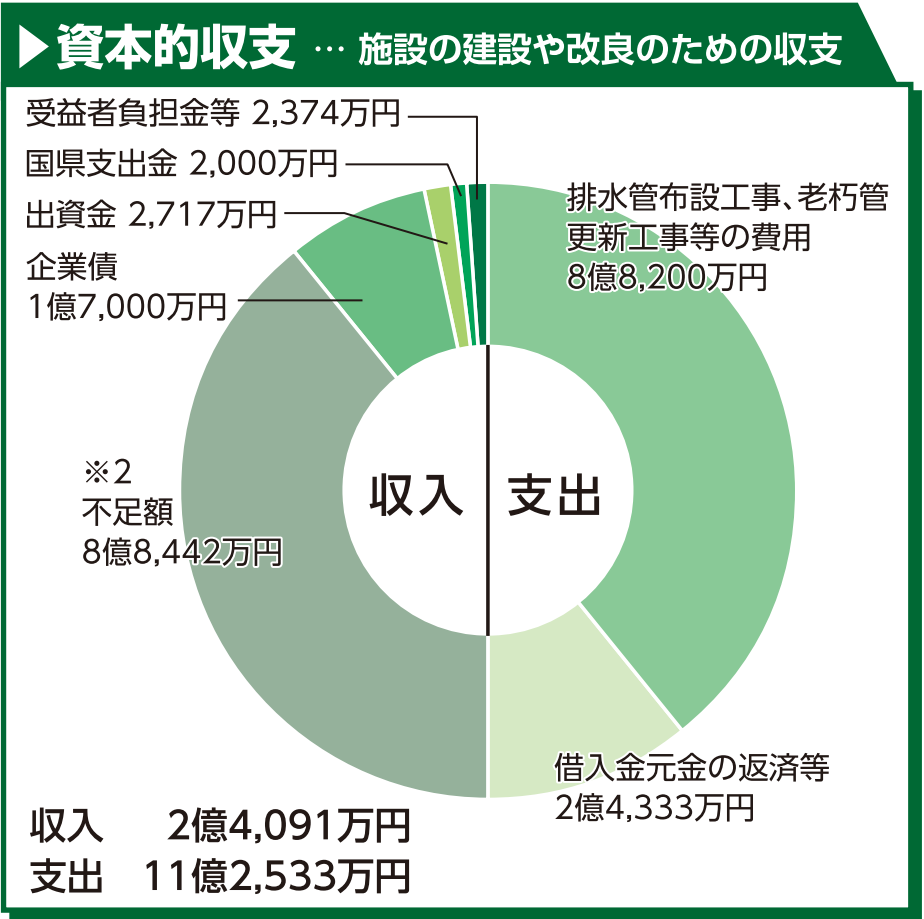
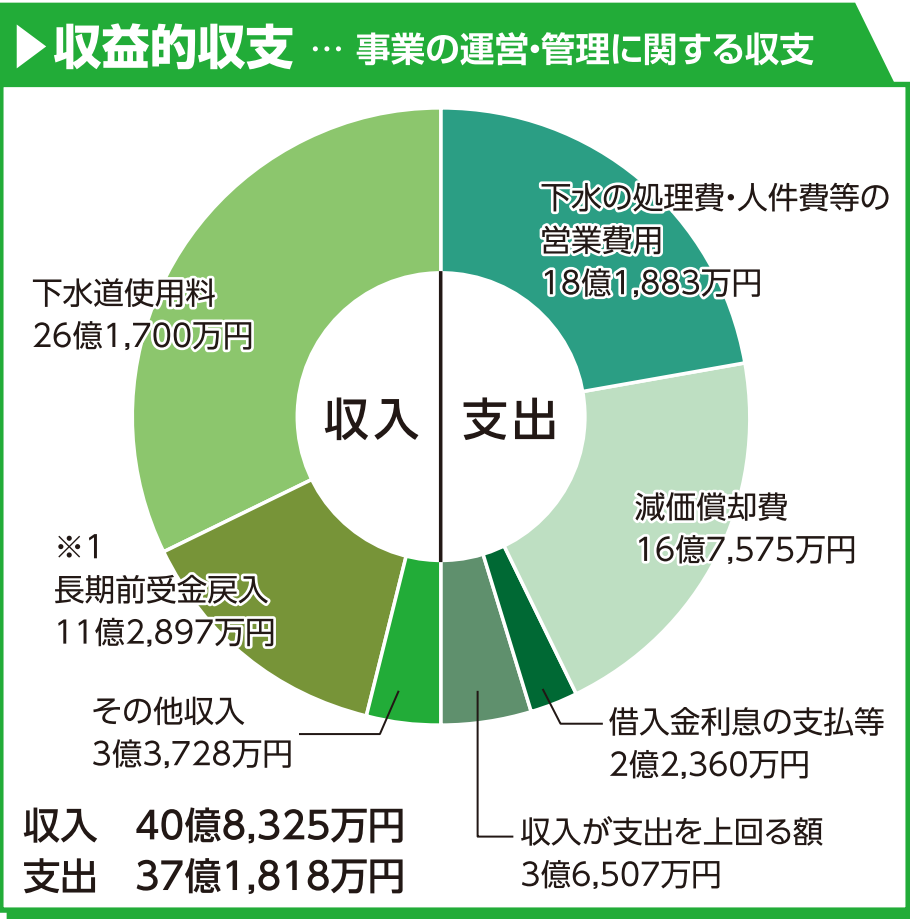
安心して安全な水を安定的にお客様に供給し、健全経営の維持に努めます。老朽化した施設の更新や耐震化を中心に事業を進めます。



令和5年度

下水道事業 予算の概要 (税込)

大雨などによる浸水被害を軽減するため雨水排水施設の整備を行うほか、老朽化した公共下水道管の更新や中継ポンプ場などの下水道施設の改修を進めます。



※ 1 長期前受金戻入は、補助金や寄贈により取得した水道（又は下水道）管等を収益として計上していくものです。
※ 2 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。
なお、損益勘定留保資金を含む現金預金残高は、令和4年度末で水道事業は約30.2億円、下水道事業は約25.8億円の見込みです。

水道メーター交換について

水道メーターは、計量の誤差をなくすために、計量法より8年に1度、交換が義務付けられています。上下水道部では有効期限が満了となるメーターを新しいメーターに順次交換しており、該当するお客様には、水道メーター交換のお知らせにて事前にお知らせしています。



水道メーター Q&A

Q.1 メーター交換でお金を払うのですか？

A.1 メーター交換は無料で行います。

Q.2 交換の時は、立会いが必要ですか？

A.2 交換の際には、メーターそのものは屋外にありますので、特にご希望されない限り、立会い（ご在宅）の必要はありません。なお、交換作業のため、敷地内に立ち入らせていただきます。お留守の場合でも交換作業をさせていただきます。立会いをご希望の場合は、水道メーター交換のお知らせに記載されている委託業者に直接連絡してください。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

Q.3 交換作業は上下水道部の職員が行うのですか？

A.3 交換作業は、市指定の工事業者に委託して行っております。委託業者は身分証明書を携行しています。万が一不審なときは身分証明書の提示を求めるか、上下水道部（電話 043-485-1191）にお問い合わせください。

Q.4 交換の時間はどれくらいかかるのですか？

A.4 交換時間は、概ね15分から20分程度です。
メーター付近に物を置いたりしないようにご注意ください。



● 交換時のお願い

- ・ 交換作業中は断水となります。ご協力をお願いします。
- ・ 交換作業後は、まれに空気が入ることや若干の濁りが発生する場合があります。交換作業後、初めて水をご使用する際には、浄水器等がついてない蛇口を開けて確認してからご使用ください。

● 水道メーターを見てみよう

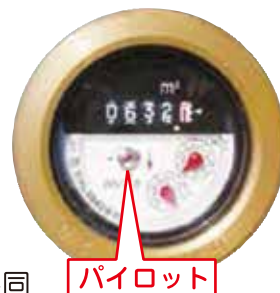
普段と同じ使い方なのに使用量が増えた時などは、漏水の可能性があります。これは水道メーターで確認ができます。

● 漏水の確認方法

蛇口を全部閉めた状態で、水道メーター中央のパイロット（銀色のポッチ）が回転していると漏水している可能性があります。お早目に修理してください。

なお、修理につきましては、市指定の工事業者をお願いしてください。

また、佐倉市上下水道漏水受付センター（485-8660）でも24時間受付しております。（マンションなどの共同住宅の場合は、建物の管理会社等に連絡してください。）



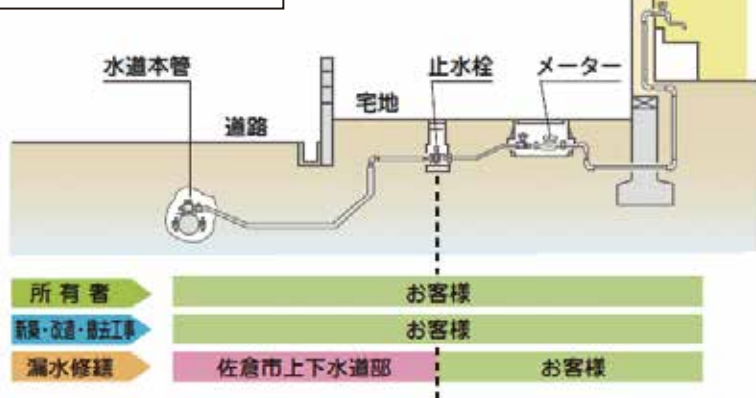
パイロット

給水装置、排水設備の修理・改造等の工事について

給水装置、排水設備の修理・改造等の工事については、佐倉市指定の工事業者以外はできませんのでご注意ください。

【水 道】

給水装置管理区分

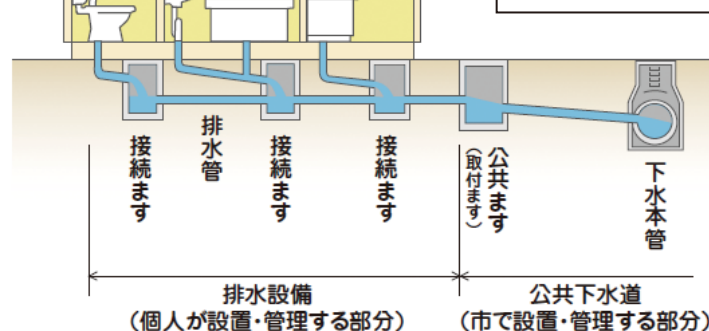


佐倉市指定給水
装置工事業者一覧



【下水道】

排水設備の設置例 (分流式公共下水道)



佐倉市排水設備
指定工事業者一覧



● 佐倉市上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191（佐倉市上下水道総合案内センター） FAX 番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ：https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/jogesuidobu/index.html